

「キャッシュカード規定」等に係る新旧対照表

令和2年4月1日改正

| 新 | 旧 | コメント |
|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p><略></p> <p>6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>(1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。<u>ただし、カードローン取引の普通預金については発行できません。</u></p> <p>(2) 当組合は、法人カードについて、代理人のためのカードを発行しません。従って、代理人カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込はできません。</p> <p>(3) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(4) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。</p> <p>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。</p> <p>(3) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額その他必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号の記入と<u>当該取引について正当な権限を有することを確認するため、必要に応じて通帳・本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります</u></p> <p>(5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p><略></p> <p>12. (届出事項の変更、カードの紛失・盗難、カードの再発行等)</p> <p>(1) 氏名、住所、代理人に関する事項、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人、法人カードは、法人の代表者から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) カードを紛失し、または盗取された場合には、直ちに本人、法人カードは、法人の代表者から当組合所定の方法によって当組合に届出てください。この届出を受けたとき、当組合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>(3) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> | <p style="text-align: center;">キャッシュカード規定</p> <p><略></p> <p>6. (代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込)</p> <p>(1) 代理人(本人と生計をともにする親族1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当組合は代理人のためのカードを発行します。</p> <p>(2) 当組合は、法人カードについて、代理人のためのカードを発行しません。従って、代理人カードによる預金の預入れ・払戻しおよび振込はできません。</p> <p>(3) 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。</p> <p>(4) 代理人のカード利用についても、この規定を適用します。</p> <p>7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)</p> <p>(1) 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。なお、預入提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(2) 前項による預入れをする場合には、当組合所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。</p> <p>(3) 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、支払提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p>(4) 前項による払戻しをする場合には、当組合所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額その他必要事項を記入のうえ、カードとともに提出し、当組合所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号の記入と<u>ご本人確認のため身分証の提示を求めることがあります。</u></p> <p>(5) 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当組合本支店の窓口で、前2項によるほか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。なお、振込提携先の窓口では、この取扱いはしません。</p> <p><略></p> <p>12. (届出事項の変更、カードの紛失・盗難、カードの再発行等)</p> <p>(1) 氏名、住所、代理人に関する事項、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人、法人カードは、法人の代表者から当組合所定の方法により当組合に届出てください。この届出の前に生じた損害について、当組合は責任を負いません。</p> <p>(2) カードを紛失し、または盗取された場合には、直ちに本人、法人カードは、法人の代表者から当組合所定の方法によって当組合に届出てください。この届出を受けたとき、当組合は、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。</p> <p>(3) カードの盗難、紛失等の場合のカードの再発行は、当組合所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。</p> | <p>カードローン取引の普通預金については代理人カードを発行しないことを明確化しました。</p> |

| | | |
|---|---|---|
| <p>(4) カードを再発行する場合には、<u>店頭及びウェブサイト表示によりお知らせした再発行手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。</p> <p>14. (カードの利用停止等) (1) <u>当組合は、お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、カードの利用を停止する場合があります。</u> (2) <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、カードの利用を停止する場合があります。</u> (3) <u>前2項に定めるカードの利用停止についても、お客さまからの説明等のもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合はカードの利用停止を解除します。</u> (4) <u>第1項、第2項のほか、次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに利用停止を解除します。</u> ① <u>第16条に定める規定に違反した場合</u> ② <u>預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合</u> ③ <u>カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</u></p> <p>15. (解約等) (1) <u>預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。</u> (2) <u>カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合、またはこのカードがマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却して下さい。</u></p> <p>16. (譲渡、質入れ等の禁止) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>17. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。</p> <p>18. (規定の変更) (1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> (2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>(4) カードを再発行する場合には、<u>当組合所定の再発行手数料をいただく場合があります。</u></p> <p>13. (預金機・支払機・振込機への誤入力等) 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。</p> <p>14. (解約・カードの利用停止等) (1) <u>預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。なお、当組合普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。</u> (2) <u>カードの改ざん、不正使用など当組合がカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却して下さい。</u> (3) <u>次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。</u> ① <u>第15条に定める規定に違反した場合</u> ② <u>預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当組合が別途表示する一定の期間が経過した場合</u> ③ <u>カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合</u></p> <p>15. (譲渡、質入れ等の禁止) カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。</p> <p>16. (規定の適用) この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に係る取引制限、解約等の条文整備をしました。</p> <p>以上 民法改正に伴い、定型約款の変更に対応しました。(改正法 548 条 4)</p> |
|---|---|---|

「キャッシュカード規定」等に係る新旧対照表

令和2年4月1日改正

| 新 | 旧 | コメント |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">デビットカード取引規定</p> <p><略></p> <p>第4章 その他 1. (規定の変更) <u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p style="text-align: center;">デビットカード取引規定</p> <p><略></p> | <p>本章を追加しました。 民法改正に伴い、定型約款の変更に対応しました。(改正法 548 条 4)</p> |

「キャッシュカード規定」等に係る新旧対照表

令和2年4月1日改正

| 新 | 旧 | コメント |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">けんしん IC キャッシュカード特約</p> <p><略></p> <p>7. (カード発行手数料) ICキャッシュカード発行（再発行を含みます。）にあたっては、<u>店頭及びウェブサイト表示によりお知らせした手数料をいただきます。</u></p> <p>8. (カードの有効期限) (1) ICキャッシュカードはカードの性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。 (2) 前項の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当組合は、<u>店頭及びウェブサイト表示によりお知らせした当組合所定の手数料を当組合所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、お客様指定の預金口座から自動的に引き落としをします。</u> (3) 前項の手数料引落しができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当組合の窓口で当組合所定の手続きが必要となります。</p> <p>9. (特約の変更) <u>(1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u> <u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p style="text-align: center;">けんしん IC キャッシュカード特約</p> <p><略></p> <p>7. (カード発行手数料) ICキャッシュカード発行（再発行を含みます。）にあたっては、<u>当組合所定の手数料をいただきます。</u></p> <p>8. (カードの有効期限) (1) ICキャッシュカードはカードの性質上、当組合所定の有効期限があり、有効期限が経過したICキャッシュカードを利用することはできません。 (2) 前項の有効期限が到来する前に、当組合は有効期限を延長した新しいICキャッシュカードを再交付します。その場合、当組合は、<u>当組合所定の手数料を当組合所定の日に、通帳および払戻請求書なしで、お客様指定の預金口座から自動的に引き落としをします。</u> (3) 前項の手数料引落しができなかった場合、ICキャッシュカードの再交付は行いません。キャッシュカードが必要な場合には、当組合の窓口で当組合所定の手続きが必要となります。</p> <p>9. (特約の変更) <u>(1) 特約を改定する場合は、当組合本支店の窓口またはATMコーナーにおいて、改定内容を記載したポスター・チラシまたはホームページ等で告知することにより改定できるものとします</u> <u>(2) 改定後の特約については、前記(1)の告知に記載の規定改定日以降、最初にこのICキャッシュカードを利用した日をもって承諾したものとみなし、その日以降の取引から適用するものとします。なお、新特約の適用開始日について別の定めを行った場合は、その定めによるものとします。</u></p> | <p>民法改正に伴い、定型約款の変更に対応しました。(改正法 548 条 4)</p> |